

いじめ防止等のための基本方針

平成26年3月 策定
仙北市立生保内小学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校の全職員は、「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるもの」であり、「いじめは絶対に許されない」行為であるという基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止等のための基本方針」を策定した。

2 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ問題対策委員会

いじめ防止等に組織的に対応するために、いじめ問題対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて、委員会を開催する。

<校内構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、その他関係職員

<外部構成員>

教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係機関

(2) 職員会議

毎月の職員会議で、特に配慮の必要な児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 児童を語る会

年3回（5月、11月、2月）開催し、特別な支援を要する児童や問題を抱えている児童等の状況や今後の指導方針等について協議し、共通理解を図る。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 学校の全教育活動を通して、児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

(2) 分かる授業づくりに努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(3) 道徳や特別活動、様々な体験活動などを通して、規範意識を育み、好ましい人間関係を形成する。

(4) 学級活動や児童会活動などを通して、自分たちの学級や学校をいじめのないよりよいものにするとする自主的、実践的な態度を育てる。

(5) 学校報や学年通信、PTA等において、いじめの防止対策や対応についての啓発を行う。

(6) 学年の発達段階に応じて、インターネットを使用する場合のルールや情報モラルについての指導を実施する。

(7) いじめに関する校内研修を充実させるとともに、校内外の相談窓口を児童、保護者に周知する。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

・安心して相談できる児童、保護者との信頼関係の構築に努める。

・保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に対応する。

・地域や保育園、幼稚園、中学校、その他関係機関との連携による情報収集に努める。

(2) いじめ調査アンケートと個人面談の実施

- ・いじめ調査アンケートを年2回（5月、11月）行って児童の悩みや人間関係を把握し、さらにすべての児童との個人面談を実施する。

(3) 日常の行動観察や連絡帳、日記等の活用

- ・休み時間等の行動観察や児童との会話、日記や連絡帳などにより、児童のささいな変化や児童の交友関係や悩み等の把握に努める。

5 いじめ問題への対応

(1) いじめ問題対応の流れ… 別紙「いじめ問題対応マニュアル」参照

(2) いじめ問題対応の留意点

① 確実な実態把握

当事者双方や周りの児童からの聴き取りや面談やアンケート調査を行い、情報収集と記録、いじめの正確な事実確認を行う。

② 対応方針、指導体制の決定

「いじめ問題対策委員会」を開き、教育委員会や関係機関と連携して、今後の対応方針や組織的な指導体制を整え、教職員全員で共通理解を図る。

③ 児童への指導・支援

いじめられた児童を守り、カウンセリングによる心のケアや落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

いじめた児童に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪させる。

④ 保護者との連携

調査等で明らかになった事実関係や具体的な対応、指導体制等について、丁寧に誠実に説明し、理解を得る。

⑤ 継続的な指導・見守り

いじめが解消した後も、保護者との連絡や関係児童の観察・相談を継続して実施する。

※犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、警察等とも連携して対応する。

6 重大事態等への対応

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対応

- ・ 重大事態が発生した場合は、速やかに仙北市教育委員会を通じて仙北市長に報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果については、仙北市教育委員会を通じて仙北市長に報告する。また、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報は、個人情報にも留意した上で、適時、適切な方法で提供する。